

「三次市公共施設・個別施設計画書（案）」
パブリック・コメント実施要領

1 意見募集の趣旨

三次市では、公共施設等の適正規模や在り方等を見直し、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした「三次市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定しました。厳しい財政状況の中、老朽化の進む全ての公共施設等をこのまま維持・更新していくことは困難な状況にあります。

今後の公共施設の統廃合や有効活用について、施設類型ごとの現状と今後の方針を「三次市公共施設・個別施設計画書（案）」としてまとめるにあたり、幅広く市民の皆様からのご意見を反映させるため、パブリック・コメント（意見の募集）を行うものです。

2 募集期間

令和3年3月10日（水）から令和3年3月30日（火）まで（必着）

3 募集する意見

「三次市公共施設・個別施設計画書（案）」に対する意見

4 意見の提出ができる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
- (4) 市内に存する学校に在学する人
- (5) 本事案に利害関係を有する人

5 提出いただいた意見の取扱い

- (1) 提出いただいたご意見は、三次市の考えを整理した上で公表することとします。
- (2) 公表の際には、意見の内容のみ公表します。
- (3) 住所、名前などの個人情報、公表しないことはもとより、他の目的で使用することはありません。
- (4) 個々のご意見に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

6 関係資料

- (1) 三次市公共施設・個別施設計画書について
- (2) 三次市公共施設・個別施設計画書[市民文化系施設](案)
- (3) 三次市公共施設・個別施設計画書[社会教育系施設](案)
- (4) 三次市公共施設・個別施設計画書[スポーツ・レクリエーション系施設](案)
- (5) 三次市公共施設・個別施設計画書[産業系施設](案)

- (6) 三次市公共施設・個別施設計画書[学校教育系施設](案)
- (7) 三次市公共施設・個別施設計画書[子育て支援施設](案)
- (8) 三次市公共施設・個別施設計画書[保健・福祉施設](案)
- (9) 三次市公共施設・個別施設計画書[医療施設](案)
- (10) 三次市公共施設・個別施設計画書[行政系施設(庁舎等)](案)
- (11) 三次市公共施設・個別施設計画書[行政系施設(格納庫等)](案)
- (12) 三次市公共施設・個別施設計画書[供給処理施設](案)
- (13) 三次市公共施設・個別施設計画書[その他施設](案)
- (14) 三次市公共施設・個別施設計画書[公園施設](案)
- (15) 【参考】三次市公共施設等総合管理計画(平成28年3月策定)
- (16) パブリック・コメント実施要領(本資料)
- (17) 意見記入用紙(Word版, PDF版)

7 関係資料の閲覧方法

- (1) 三次市役所1階 総合案内
- (2) 三次市各支所窓口
- (3) 三次市ホームページ

8 意見の提出方法

ご意見は、所定の用紙に記載の上、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 持参
総務部財産管理課(三次市役所本庁東館4階)又は各支所
- (2) 郵送
〒728-8501
三次市十日市中二丁目8番1号
三次市総務部財産管理課 宛
- (3) F A X
0824-62-6137
- (4) 電子メール
zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

9 提出にあたっての注意事項

匿名や無記名のもの、「3 意見提出ができる人」の要件に該当しない人からの意見については、無効とします。

【問い合わせ先】

担当部署：総務部 財産管理課 ファシリティマネジメント推進係
電話番号：0824-62-6139
F A X番号：0824-62-6137
E-mail：zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp